

○石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱

令和元年12月11日

告示第192—1号

(趣旨)

第1条 市は支援を必要とする子どもを、適切な支援へと結びつけるため、新たに子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号、以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、社会福祉の振興に寄与する事業を行う営利を目的としない法人又は団体等(以下「法人等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)
- (2) NPO法人(特定非営利活動法人)
- (3) 一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)
- (4) ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う団体
- (5) その他適切に事業の実施が見込まれ、市長が特に認める事業者等

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係のある法人等
- (2) 過去において法律等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していない法人等

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業対象年度の4月1日以降に新たに開設するものであること。
- (2) 主に18歳未満の子どもを対象に、無料又は低額で居場所を提供すること。
- (3) 子どもに対し、食事の提供、生活習慣の習得、学習支援、遊びや体験活動、相談支援などのサービスを提供すること。
- (4) 食事を提供する場合は、子どもたちの食物アレルギー対策に十分留意し、必要があれば、食品衛生法に基づく許可を受けるなどの措置をとること。
- (5) 最低限月1回以上開催し、3年以上は継続して事業を実施する見込みがあること。
- (6) 利用する子どものうち、法人等の構成員の3親等以内の親族はその半数以下であること。

- (7) 福祉的支援が必要な子どもやその家庭については、市と連携をとり、支援につなげること。
- (8) 営利活動や宗教的活動、政治的活動などを行わないこと。
- (9) 国や県より、運営のための経費が支出されるものは除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業に要する次の経費とする。

- (1) 子どもの居場所運営にかかる光熱水の費用
- (2) 食事にかかる費用
- (3) 備品購入費及び需用費 居場所の開設のために必要な用品やチラシ印刷、消耗品にかかる費用
- (4) 施設や設備の改修、修繕にかかる費用
- (5) その他の経費 講師謝礼金や保険に係る費用、居場所の開設を知らせるための広報費など取り組みの立ち上げ時に必要となる事業の趣旨に合致すると認められる費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額とし、60万円の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める日までに、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の1)
- (2) 事業予算書(様式第1号の2)
- (3) その他参考となる資料(任意様式)

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第7条 前条の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 申請者は、事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項において軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容に影響を及ぼさないと認められるもの。
- (2) 第4条に定める項目間の経費において20%以内の変更をすること。
- (3) 補助金額に20%以内の減額があるもの。

(決定の取消)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 規則第13条の規定による事業の遂行の報告は、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業実施状況報告書(様式第5号)により市長が定める日までに行うものとする。

(完了報告)

第14条 補助対象者は、当該事業が完了したときは、速やかに石垣市子どもの居場所づくりス

タートアップ事業完了報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第14条の規定による実績報告は、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(1) 事業報告書(様式第7号の1)

(2) 事業決算書(様式第7号の2)

(3) その他参考となる資料(任意様式)

(補助金等の額の確定)

第16条 市長は前条の報告を受けたときは、市長は内容を精査し、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の交付の請求)

第17条 補助対象者は、前条に規定する補助金の確定の通知を受領後、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付請求書(様式第9号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第22条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第20条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

(申請人)
団体名 _____
代表者役職名・氏名（フリガナ）
_____ 印

下記により石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金の交付を受けたいので、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業名 (居場所の名称)			
申請額	円（1, 0 0 0 円未満切り捨て）		
事業開始予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
関係書類	☐ 事業計画書（様式第 1 号の 1）		
	☐ 事業予算書（様式第 1 号の 2）		
	☐ 団体等の規約・会則，役員名簿（任意様式）		
添付書類	☐ 団体の概要や事業内容が分かる書類		

<団体の概要>

団 体 所在地	(〒 -)		
電 話		F A X	
E-Mail		構成人数	人

※上記関係書類以外に、団体の活動内容等が分かる資料があれば添付してください。

<交付申請書に関する問い合わせ>

担当者 氏 名		郵送先	(〒 -)		
電 話		F A X		E-Mail	

事業計画書

補助事業の名称 (居場所の名称)			
主催団体の名称			
代表者 役職名・氏名			
団体所在地			
事業開始（予定） 年月日	年 月 日		
実施区分 (次のいずれかに ○をつけてくださ い。複数可)	食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくり		
	自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくり		
	遊びや生活体験・社会体験の取組、保護者への相談支援を含 む子どもの居場所づくり		
実施時間			
実施頻度	(例) 毎週 曜日, 月に 回 (第4 曜日) 等		
実施場所 【 小学校区】	住所		場所 種別 福祉施設・公共施設・店舗・民 家・その他 () ※いずれかに○
	施設名	(会場の最大収容人数: 人)	
1回当たりの利用 人数	大人: 人 子ども: 人 (うち乳幼児 人、小学生 人、中学生 人、高校生 人)		
事業の内容	① 実施体制 ア 現場責任者: (電話番号 - -) イ スタッフ人数: 人 ※参加予定のスタッフ名簿を添付してください。 ② 実施内容 ③ 利用者負担 ④ 周知方法 ※事業に関するチラシ等があれば添付してください。 ⑤ 安全管理・衛生管理・備品等の保管方法 (衛生管理は食事提供の場合のみ) 【ボランティア保険、行事保険の加入】 有 ・ 無 ※いずれかに○ 【八重山保健所への相談】 実施済・未実施 ※いずれかに○ ⑥ 食事を提供する場合:食事の内容 (メニューの考え方等) 【厨房の有無】 有 ・ 無 ※いずれかに○ 無の場合は食事の提供方法を記載してください。 ⑦ 主催者以外の協力者・協力団体と協力内容		

開設後3年間の事業計画

年	月日	活動内容等	年度目標や取組の工夫など
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

年	月日	活動内容等	年度目標や取組の工夫など
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

※行の追加・削除、幅は、適宜変更してください。

年	月日	活動内容等	年度目標や取組の工夫など
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

年	月日	活動内容等	年度目標や取組の工夫など
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

※行の追加・削除、幅は、適宜変更してください。

(事業計画書添付 別紙)

スタッフ名簿 (参考様式)

名 前	年 齢	役割・担当	所属団体・役職	備考 (有資格・職歴等)

※必要な場合は行を追加し、幅を広げてご記入ください。

※記入上の注意

【年齢】 何歳代で記入してください。

【役割・担当】 居場所での主たる役割を記入します。
例) 責任者、会計、広報係、調理担当、学習支援担当等

【所属団体・役職】 スタッフが協力・連携団体や機関に所属している場合はその団体名と役職を記入してください。

【備考】 そのスタッフの方に、居場所を運営するために役立つ前職や資格などありましたらご記入ください。例) 元教員、元栄養士・調理員、小学校教員免許

事業予算書

1 収入（居場所開設のための対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳（名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。）	金額（円）
石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金		
併用する他の交付金、補助金等	名 称 ()	
民間助成金等		
事業収入 (参加費、寄付金等)		
自己負担		
収入合計※4		

2 支出（居場所開設のための対象経費のみ）

項目	内訳（名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。）	金額（円）
光熱水費※1		
食費		
備品購入費・ 需用費※2		
改修工事請負費※2		
その他経費※3		
支出合計※4		

※1 子どもの居場所を一部借用などで他の事業等で共用して利用している場合は、利用時間の割合に応じて按分した額を記入

※2 施設や設備の改修費、修繕費、備品については見積書を添付してください。

※3 学習会等の講師謝礼金、児童保険等に係る費用、居場所の開設をお知らせするための広報費など、取り組みの立ち上げ時に必要となる事業の趣旨に合致すると認められる費用。

※4 収入額と支出額の計は同額となるようにすること。

※その他 経費の内容を説明する必要書類を添付してください。

(事業予算書添付 別紙)

開設後の居場所運営予算書（参考様式）

※石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金の対象とはなりません。
開設後、自立して継続していくことができるかどうかの審査の参考とさせていただきます。様式は自由です。開設後に想定される経費とそれを賄う方法がわかるように作成してください。

1 収入（開設に充てた収入を除き、運営に充てるための収入を記載してください。）

項目	内 訳	金額（円）
補助金、助成金等	名称（ ）	
事業収入 （参加費、寄附金）		
自己負担		
収入合計		

注）補助金、助成金等は、申請中、申請見込みのものも記入してください。

2 支 出（開設に係る経費を除き、開設後に想定される経費を記載してください）

項目	内 訳	金額（円）
支出合計		

石垣市指令第 号
年 月 日

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名

石垣市長 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金について、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 実施事業名 石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金
- 2 補助金交付決定額 円

第 号
年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け石垣市指令第 号で交付決定の通知のあった石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、石垣市子どもの居場所スタートアップ事業補助金交付要綱第 9 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び第号
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金概算払請求書

年 月 日付け石垣市指令第 号で交付決定のあった石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金について、金 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

- 1 概算払いに必要な理由
- 2 支払が必要となる時期と金額及びその内容

年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業実施状況報告書

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業の遂行状況について、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び第号
- 2 事業遂行状況

年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業完了報告書

下記のとおり石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業について、事業が完了したので、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名及び箇所名	子どもの居場所づくり スタートアップ事業
交付決定年月日	年 月 日付石垣市指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業実績報告書

年 月 日

石垣市長 様

団体名 _____

代表者役職名・氏名 _____ 印

下記のとおり、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業を実施したので、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第15条の規定により、その実績を報告します。

記

1 決算額	円 ※事業決算書の「石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ業補助金」の額
2 関係書類	事業報告書（様式第7号の1）
	事業決算書（様式第7号の2）
	領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し ※日付、宛名、領収者名（業者等）、品物名（但し書き）の記載が必要
	事業の実施状況や参加状況が分かる資料 ※記録写真、作成したチラシ、パンフレット、事業が掲載された新聞記事等

事業報告書

年度の活動実績を報告します。

年

月

日

[illegible]

※活動内容のわかる資料を添付してください。

例) チラシ・ニュースレターなど配布したもの、活動日誌、アンケート結果・参加者の感想、紹介された新聞記事や他団体の機関紙など

石垣市指令第号

年 月 日

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

石垣市長

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金確定通知書

記

年 月 日付け石垣市指令第 号で交付決定した石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金については、年 月 日付け実績報告書に基づき、交付額を以下のとおり確定したので通知します。

補助金確定額	円
--------	---

なお、超過交付となった次の金額については、石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第16条第2項に基づき、年 月 日までに返還することを命じます。

返還額	円
-----	---

年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付請求書

年 月 日付け石垣市指令第 号で確定通知のありました石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金について、下記により金 円を交付してくださるよう請求します。

記

事業名	子どもの居場所づくり スタートアップ事業
事業費	円
交付確定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A) - (B) -(C)	円

振込先

金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	

第 号
年 月 日

石垣市長 様

住所又は所在地
補助対象者 名 称
氏名又は代表者の氏名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

石垣市子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額

円

2 補助金の額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 (A)

円

3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 (B)

円

4 補助金返還相当額 (B-A)

円

様式第1号(第6条関係)

様式第1号の1(第6条関係)

様式第1号の2(第6条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第13条関係)

様式第6号(第14条関係)

様式第7号(第15条関係)

様式第7号の1(第15条関係)

様式第7号の2(第15条関係)

様式第8号(第16条関係)

様式第9号(第17条関係)

様式第10号(第19条関係)